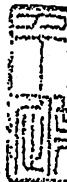


協定書



千葉県（以下「甲」という。）と千葉県信用漁業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、市川地区漁場改善事業資金貸付事業（別紙）に関し、次のとおり協定を締結する。、



（貸付事業の委託）

第1条 甲は、乙に対し、市川地区漁場改善事業資金貸付事業を委託する。

（貸付額）

第2条 甲は、乙に対し、貸付金の原資として金550,000,000円（以下「原資貸付金」という。）を無利子で貸付ける。

（貸付時期）

第3条 甲の乙に対する原資貸付金は、金300,000,000円を平成5年12月24日に、金250,000,000円を平成6年3月31日までにそれぞれ貸付ける。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、貸付日から平成9年3月31日までとする。

（借受者への貸付け）

第5条 乙は、甲から原資貸付を受けた日に、市川地区漁場改善事業資金を借受者に貸付ける。

（返済）

第6条 乙は、借受者から返済を受けた時は、速やかに甲に報告し、2営業日以内に甲に対し、原資貸付金の返済金を一括して払い込むものとする。  
2 乙は、貸付期間が経過しても借受者から返済がない場合は、ただちに甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 乙は、借受者と協議等を行い、貸付け及び償還が円滑に行われるよう努めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、貸付終了後速やかに、借受人と締結した金銭消費貸借証書の写しを添付した報告書を甲に提出する。

(関係書類)

第9条 乙は、貸付けに伴って作成した関係書類については、償還が完了するまで保存するものとする。

(調査)

第10条 甲は、必要に応じ、乙の貸付けに関する関係書類を閲覧することができるものとし、乙は、これを了解するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成5年12月13日

甲 千葉県

千葉県企業庁長 下村惠保

乙 千葉県信用漁業協同組合連合会

会長理事 横峯平

(別紙)

市川地区漁場改善事業資金貸付事業

(目的)

1 本貸付事業は、東京湾最深部に位置している市川地区の漁場が埋立等の周辺開発により漁場環境が悪化し、低下している漁業生産性の向上を図るため実施した漁場改善に要した費用を貸付けることにより、漁業協同組合（以下「組合」という。）の経営安定及び円滑な組合運営を図ることを目的とする。

(借受資格)

2 貸付金を借り受けできる組合は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に定める漁業協同組合とし、市川市市川漁港の前面において漁場改善事業を行い、その事業資金を千葉県信用漁業協同組合連合会から融資を受けている組合とする。

(貸付方法)

3 千葉県信用漁業協同組合連合会が千葉県から借り受けた原資を、市川地区漁場改善事業資金（以下「貸付金」という。）として組合に貸付ける。

(貸付金額)

4 貸付金額は、一組合当たり金275,000,000円とする。

(利息)

5 貸付金は、無利子とする。

(貸付期間)

6 貸付期間は、貸付日から平成9年3月28日までとする。

(返済方法)

7 返済方法は、一括返済とする。

覚書

千葉県（以下「甲」という。）と市川市行徳漁業協同組合（以下「乙」という。）は、乙が実施した漁場改善事業に要した費用の貸付けに関し、次とおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、乙の経営安定及び円滑な組合運営を図るため、乙が実施した漁場改善事業に要した費用について、貸付けを行う。

（貸付方法及び貸付額）

第2条 甲は、千葉県信用漁業協同組合連合会に原資を無利子で貸付け、千葉県信用漁業協同組合連合会は、乙に対して金275,000,000円を無利子で貸付ける。

（貸付時期）

第3条 貸付時期は、金150,000,000円は平成5年12月24日に、金125,000,000円は平成6年3月末とする。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、貸付日から平成9年3月28日までとする。

（返済方法等）

第5条 乙は、借入金を平成9年3月28日までに千葉県信用漁業協同組合連合会に返済し、千葉県信用漁業協同組合連合会は、これを甲に返済する。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して決定する。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年12月13日

甲 千葉県

千葉県企業庁長 下村惠保



乙 市川市行徳漁業協同組合

組合長理事 平野寅藏

覚書

(返済方法等)

千葉県（以下「甲」という。）と南行徳漁業協同組合（以下「乙」という。）は、乙が実施した漁場改善事業に要した費用の貸付けに関し、次のように覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、乙の経営安定及び円滑な組合運営を図るため、乙が実施した漁場改善事業に要した費用について、貸付けを行う。

（貸付方法及び貸付額）

第2条 甲は、千葉県信用漁業協同組合連合会に原資を無利子で貸付け、千葉県信用漁業協同組合連合会は、乙に対して金275,000,000円を無利子で貸付ける。

（貸付時期）

第3条 貸付時期は、金150,000,000円は平成5年12月24日に、金125,000,000円は平成6年3月末とする。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、貸付日から平成9年3月28日までとする。

第5条 乙は、借入金を平成9年3月28日までに千葉県信用漁業協同組合連合会に返済し、千葉県信用漁業協同組合連合会は、これを甲に返済する。

（その他）

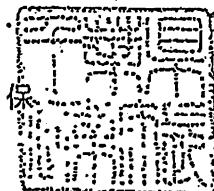
第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して決定する。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成5年12月13日

甲 千葉県

千葉県企業庁長 下村恵



乙 南行徳漁業協同組合

組合長理事 田中卯之